

○長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則

令和2年3月27日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和2年長泉町条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(抑制区域)

第3条 条例第7条第3項の規則で定める区域は、新東名高速道路以北の区域及び別表第1に掲げる区域とする。

(事業区域等)

第4条 条例第8条に規定する事業区域の面積の適用については、同一事業者（その実態等から同一事業者とみなすことができる場合を含む。）が、次の各号のいずれかに該当する土地において、同時に、引き続いて、又は期間を空けて、一体的に事業を行う場合には、これらの土地の全てを一つの事業区域として各敷地の面積を合算するものとする。

- (1) 道路等で分断された土地
- (2) 隣接した土地
- (3) 近接した土地

2 前項に規定する同一事業者とみなすことができる場合とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 事業者が個人の場合には、2親等以内の親族
- (2) 事業者が法人又は団体の場合

ア 代表者が同一であるもの

イ 構成する役員の半数以上が同一であるもの

ウ 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2の親会社等をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の2の子会社等をいう。以下同じ。）の関係にあるもの。

エ 親会社を同じくする子会社同士の関係にあるもの。

(届出)

第5条 条例第10条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業届出書兼同意申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 確約書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 事業区域等状況調書（様式第4号）
- (4) 利害関係者説明報告書（様式第5号）
- (5) 維持管理に関する計画書（様式第6号）
- (6) 撤去及び処分に関する計画書（様式第7号）
- (7) 別表第2に定める図書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 条例第10条第1項に規定する関係法令は、次に掲げるものをいう。

- (1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）
- (3) 農地法（昭和27年法律第229号）
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (6) 砂防法（明治30年法律第29号）
- (7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
- (8) 静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

3 条例第10条第2項の規定による変更の届出は、再生可能エネルギー発電事業変更届出書（様式第8号）に、第1項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

4 事業者は、第1項又は第3項の届出について、正副2通を町長に提出しなければならない。

5 条例第10条第2項に規定する軽微な変更とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 設置工事着手予定日の変更
- (2) 設置工事完了予定日の変更
- (3) 事業区域の面積を減少する変更
- (4) 太陽電池モジュールの総面積を減少する変更

(5) 再生可能エネルギー発電設備の高さを低くする変更

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が認めるもの

(同意)

第6条 町長は、条例第11条の規定による同意の可否を決定したときは、再生可能エネルギー発電事業（変更）同意（不同意）通知書（様式第9号）により当該事業者へ通知するものとする。

(同意の基準)

第7条 条例第12条第1項に規定する規則で定める基準とは、次に掲げるものをいう。

(1) 条例第10条第1項又は第2項の規定により届出をした者及び当該届出に係る工事施工者（以下この項において「届出者等」という。）が、次のいずれの場合にも該当しないこと。

ア 事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合

イ 破産者で復権を得ない者である場合

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない場合

エ 森林法、農地法、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、都市計画法、景観法（平成16年法律第110号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない場合

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。）である場合

カ 届出者等が法人である場合において、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）がアからオまでのいずれかに該当する場合

キ 暴力団員等がその事業活動を支配する場合

(2) 長泉町土地利用事業指導要綱（昭和59年長泉町告示第10号）の基準に適合していること。

(3) 長泉町景観条例（平成27年長泉町条例第26号）第9条第1項に規定する長泉町景観計画に定める景観形成基準に適合していること。

（一部改正〔令和7年規則4―2号〕）

（事業承継届）

第8条 条例第13条の規定による届出は、事業承継届出書（様式第10号）によるものとする。

（事業廃止届）

第9条 条例第15条の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業廃止届出書（様式第11号）によるものとする。

（身分証明書）

第10条 条例第16条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第12号）によるものとする。

（指導、助言又は勧告）

第11条 条例第17条第1項の規定による指導又は助言は、指導・助言通知書（様式第13号）によるものとする。

2 条例第17条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第14号）によるものとする。

（公表）

第12条 条例第18条第1項の規定による公表は、長泉町公告式条例（昭和25年長泉町条例第1号）に定める掲示場における掲示その他相当と認められる方法により行うものとする。

（意見を述べる機会）

第13条 条例第18条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書（様式第15号）によるものとする。

2 事業者は、条例第18条第2項の規定により意見を述べようとするときは、公表に関する意見書（様式第16号）によるものとする。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月11日規則第4—2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表第1（第3条関係）

抑制区域	根拠法令等
自然環境保全地域	自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項、第22条第1項及び静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）第10条第1項
農業振興地域内の農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号
地域森林計画対象民有林 国有林の地域別の森林計 画対象森林	森林法第5条第2項第1号、第7条の2第1項及び第25条第1項
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項
砂防指定地	砂防法第2条
河川区域	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項
指定文化財の所在する区 域 史跡名勝天然記念物の指 定地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項並びに第109条第1項、静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第4条第1項並びに第29条第1項及び長泉町文化財保護条例（昭和58年長泉町条例第10号）第5条第1項並びに第30条第1項
景観形成重点地区	長泉町景観条例第10条第1項

別表第2（第5条関係）

図書の種類	備考

1	位置図及び案内図	
2	再生可能エネルギー発電設備の施工図	太陽光の場合は、太陽電池モジュール等の配置を図示したもの
3	公図の写し	地番及び所有者を記入すること。
4	事業区域の土地の登記事項証明書	
5	その他町長が必要と認める図書	

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

再生可能エネルギー発電事業届出書兼同意申請書

年 月 日

長泉町長 様

住 所

（所在地）

氏 名 ㊟

（名称及び代表者氏名）

電話番号

長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第10条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。また、同条例第11条第1項の規定による同意を得たいので、併せて申請します。

記

事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
再生可能エネルギー源の種別	太陽光・風力
太陽電池モジュールの総面積	m ²
再生可能エネルギー発電設備の高さ	m
設置工事着手予定日	年 月 日
設置工事完了予定日	年 月 日

様式第2号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

確 約 書

年 月 日

長泉町において再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、下記の事項を遵守し、適切に管理していくことを確約します。

記

- 1 再生可能エネルギー発電事業を行うために必要となる関係法令の規定を遵守し、町長の同意の下に事業を実施することを確約します。
- 2 利害関係者との協調及び連携を図るとともに、地域の景観及び環境保全に対し十分配慮します。
- 3 事業により隣接する土地に被害を与えないよう対処します。
- 4 再生可能エネルギー発電事業によって被害が及ぶときは、誠意をもって解決します。
- 5 再生可能エネルギー発電事業を廃止するときは、事業者の負担と責任において、再生可能エネルギー発電設備の全てを撤去します。
- 6 再生可能エネルギー発電設備を第三者に転売し、又は譲渡したときは、当該確約を当方が相手側に責任をもって承継します。

以上

年 月 日

長泉町長 様

住 所

（所在地）

氏 名

Ⓜ

（名称及び代表者氏名）

電話番号

様式第3号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書

事業者住所		
事業者氏名	電話	
事業区域の所在地		
事業区域の面積	㎡	
再生可能エネルギー源の種別	太陽光・風力	
太陽電池モジュールの総面積	パネル枚数	㎡ 枚
再生可能エネルギー発電設備の高さ	設置数	m 基
想定発電出力	kW	
想定年間発電電力量	kWh	
事業区域に係る抑制区域	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 新東名高速道路以北の区域 <input type="checkbox"/> 自然環境保全区域 <input type="checkbox"/> 農業振興地域内の農用地区域 <input type="checkbox"/> 地域森林計画対象民有林・国有林の地域別の森林計画対象森林 <input type="checkbox"/> 鳥獣保護区 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域 <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 砂防指定地 <input type="checkbox"/> 河川区域 <input type="checkbox"/> 指定文化財の所在する区域・史跡名勝天然記念物の指定地 <input type="checkbox"/> 景観形成重点地区	
設計者氏名	電話	
工事施工者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	
事業実施工程	系統連結予定日	年 月 日
	運転開始予定日	年 月 日
	事業廃止予定日	年 月 日
緊急時の連絡先	担当者氏名	
	電話番号	

様式第4号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業区域等状況調書

1 事業区域内

事業区域の所在地	
事業区域の面積	㎡
事業区域の現況（地目）	
うち森林	有・無 森林計画区域（該当・非該当）
うち農地	有・無 （田、畑、樹園地、採草地、耕作放棄地）

2 事業区域内及び周辺の水路、河川等

用水路 管理組合等名	有・無 名称（ ） 管理組合等名（ ） 利用状況（ ）
排水路 管理組合等名	有・無 名称（ ） 管理組合等名（ ） 利用状況（ ）
河川 河川管理者名	有・無 河川名（ ） 河川管理者名（ ）
湧水	有・無 利用状況（ ）
井戸	有・無 利用状況（ ）
温泉源	有・無 利用状況（ ）

様式第5号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

利害関係者説明報告書

事業区域の所在地
開催日 年 月 日（ 回目） 場所 出席者 事業者 利害関係者
説明の状況（内容） 説明者 内容
利害関係者の意見、要望
利害関係者の意見、要望への回答

様式第6号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

維持管理に関する計画書

事業区域の所在地		
事業区域の面積		m ²
期間	予定発電期間	年 月 日から 年 月 日まで
再生可能エネルギー 発電設備	製品番号等	
	設置規模 (枚数・高さ・基数)	m ² (枚) m (基)
設備保守点検実施者	住所（所在地）	
	氏名 (名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
設備保守点検概要	保守点検に係る実施計画	
	点検の頻度	<input type="checkbox"/> 日常巡視点検（年間 回） <input type="checkbox"/> 定期巡視点検（年間 回） <input type="checkbox"/> 精密点検（年間 回）
維持管理実施者（設 備を除く）	住所（所在地）	
	氏名 (名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
維持管理概要	維持管理に係る実施計画 (除草・植栽・排水施設 ・その他)	
	維持管理の頻度	年間 回
災害等発生時の対応 に関する事項	保険加入等	<input type="checkbox"/> 加入する <input type="checkbox"/> 加入しない <input type="checkbox"/> メーカー補償
	保険等に加入しない場合の 対応	
	施設外へ被害が及んだ場合 の対応	<input type="checkbox"/> 加入保険で対応 <input type="checkbox"/> その他 ()
緊急時の連絡先	担当者氏名	
	電話番号	

様式第7号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

撤去及び処分に関する計画書

事業区域の所在地		
事業終了後の撤去及び処分に関する事項	設備更新予定の有無	有 ・ 無
	撤去及び処分費用の概算金額	円
	撤去及び処分費用の調達計画	
	撤去の予定時期	
	処分方法	

様式第8号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

再生可能エネルギー発電事業変更届出書

年 月 日

長泉町長 様

住 所

（所在地）

氏 名

Ⓜ

（名称及び代表者氏名）

電話番号

長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第10条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
再生可能エネルギー源の種別	太陽光・風力
太陽電池モジュールの総面積	m ²
再生可能エネルギー発電設備の高さ	m

変更内容	変更前	変更後

様式第9号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長



再生可能エネルギー発電事業（変更）同意（不同意）通知書

年 月 日付で届出及び申請のあった再生可能エネルギー発電事業について、長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第11条第1項の規定により、次のように決定したので通知します。

記

事業区域の所在地	同意・不同意
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
再生可能エネルギー源の種別	太陽光・風力
太陽電池モジュールの総面積	m ²
再生可能エネルギー発電設備の高さ	m
町の意見、条件等（不同意の理由）	

様式第10号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業承継届出書

年 月 日

長泉町長 様

住 所

（所在地）

氏 名 ⑩

（名称及び代表者氏名）

電話番号

長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第13条の規定により、事業者の地位を承継したので関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

事業区域の所在地			
事業区域の面積	m ²		
再生可能エネルギー源の種別	太陽光・風力		
太陽電池モジュールの総面積	m ²		
再生可能エネルギー発電設備の高さ	m		
事業者名	区 分	新	旧
	住所（所在地）		
	氏 名 （名称及び代表者名）		
	連 絡 先		
地位承継理由			
地位承継年月日	年 月 日		

様式第11号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

再生可能エネルギー発電事業廃止届出書

年 月 日

長泉町長 様

住 所

（所在地）

氏 名

㊞

（名称及び代表者氏名）

電話番号

長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第15条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
廃止年月日	年 月 日
再生可能エネルギー発電設備の撤去及び処分方法	
跡地利用計画の概要	

備考 撤去・処分の計画及び関連する書類、状況写真等を添付すること。

また、跡地利用計画を策定している場合は添付すること。

様式第12号（第10条関係）（縦5.4センチメートル×横8.5センチメートル）

（表面）

第 号

所属
職・氏名

身分証明書

この証明書を携帯する者は、長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第16条第1項に規定する立入調査を行う職員である。

年 月 日交付

長泉町長



（裏面）

長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
（抜粋）

（報告及び立入調査）

第16条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、当該再生可能エネルギー発電事業に関する事項について必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第13号（第11条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長



指導・助言通知書

長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第17条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

事業区域の所在地	
指導又は助言の内容	

様式第14号（第11条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長



勸 告 書

長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第17条第2項の規定により、下記の措置をとるよう勧告します。

記

事業区域の所在地	
措置期限	年 月 日
勧告事項	

様式第15号（第13条関係）（用紙 日本産業規格A 4縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長



意見を述べる機会の付与通知書

あなたが施工しようとする又は施工した事業については、 年 月 日付け 第 号の勧告書をもって必要な措置を勧告しましたが、未だに改善が認められないことから、長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第18条第1項の規定によりその旨を公表することを予定しています。よって、同条第2項の規定により意見を述べる機会を付与しますので通知します。

なお、意見書の提出期限までに提出されない場合は、下記に記載した公表を予定する事項を公表することとなります。

記

1 公表を予定する事項

氏 名 (名称及び代表者氏名)	
住 所 (所在地)	
公表の原因となった 事業の内容	
指導、助言又は 勧告に至る経過	
公表の時期	年 月 日
公表の方法	長泉町公告式条例に定める掲示場への掲示及びその他町長が適当であると認める方法

2 意見を述べる機会の付与に関する事項

意見書の提出期限	年 月 日
提出先	

様式第16号（第13条関係）（用紙 日本産業規格A 4縦型）

公表に関する意見書

年 月 日

長泉町長 様

住 所

（所在地）

氏 名 ⑩

（名称及び代表者氏名）

電話番号

長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第18条第2項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

事業区域の所在地	
公表の原因となった事業についての意見	
その他当該事案の内容についての意見	

備考 意見書を提出する場合には、証拠書類等を提出することができます。

様式第1号 (第5条関係)
様式第2号 (第5条関係)
様式第3号 (第5条関係)
様式第4号 (第5条関係)
様式第5号 (第5条関係)
様式第6号 (第5条関係)
様式第7号 (第5条関係)
様式第8号 (第5条関係)
様式第9号 (第6条関係)
様式第10号 (第8条関係)
様式第11号 (第9条関係)
様式第12号 (第10条関係)
様式第13号 (第11条関係)
様式第14号 (第11条関係)
様式第15号 (第13条関係)
様式第16号 (第13条関係)